

(同法第四百二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二 労働審判法(平成十六年法律第四十五号)

第二十二条第一項(同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

一の判決に対し上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても認めたものとみなす。一の決定又は命令に對して民事訴訟法第三百三十六条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による抗告の提出及び同法第三百三十七条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

4 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも認めなければならない。

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は一百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一项の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一の三の項及び一三の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一の四の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされる額について準用する。

7 前項の価額は、これを算定することができない又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

(手数料を納めたものとみなす場合)

第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定期間に関する法律）（平成十一年法律第一百五十八号）第八十条第二項（第十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十一条第五項若しくは第二百八十六条第六項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七条第一項、第二項若しくは第五项（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

(手数料未納の申立て)

第六条 手数料を納めなければならない申立てである。裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、司表の下欄に掲げる額とする。

第八条 (納付の方法) 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めることにより、現金をもつて納めることができることによる。

(過納手数料の還付等)

第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

前項の規定にかかわらず、支払督促若しくは差押処分の申立ての手数料又は別表第二の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合には、裁判所書記官が行う。

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額(第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く)から納めるべき手数料の額(同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一つに係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額)の二分の一の額を控除した額が四千円に満たないときは、四千円)を控除了した金額の金銭を還付しなければならない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申請出 口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前における取下げ

二 民事調停法による調停の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前における取下げ

三 労働審判法による労働審判手続の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき労働審判手続の期日の終了前における取下げ

四 借地借家法第四十一条(大規模な灾害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の事件の申立て

借地借家法第四十一条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前における取下げ

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て原裁判所（抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。）における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前ににおける取下げ

四 前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

5 支払督促の申立てについて、却下の処分の確定又は支払督促の送達前における取下げがあつた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、第三項の規定に準じて算出した金額の金钱を還付しなければならない。ただし、前項前段に規定する場合には、その限度においては、この限りでない。

6 第一項から第三項まで及び前項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

8 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に関する規定を除く。)を準用する。

(再使用証明)
第十一条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の證明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の證明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の證明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしてきたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十二条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

二 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権である行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

(予納義務)

第十三条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわることができる。

(郵便切手等による予納)

第十四条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票(以下「郵便切手等」という)で予納させることができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十五条 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一 督促手続

二 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する約束の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定める手続

四 少額訴訟債権執行(民事執行法第六百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を行う。以下同じ。)の手続

(裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等)

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判所が定める債務名義と同一の効力を有する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十七条 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(准用)

第十八条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(証人の旅費の請求等)

第十九条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができます。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若是は通訳を拒んでは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せざり、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んでは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

(説明者の旅費の請求等)

第二十条 民事訴訟法第二百十八条第二項(これ

により算定したものに相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法

令に別段の定めがある場合を除き、申立てによ

つてする行為に係る費用についてはその申立人

とし、職権である行為に係る費用については裁

判所が定める者とする。

(予納義務)

第二十一条 前条第一項の費用の取立てについては、他の法律に別段の定めがある場合及び最

高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事

者等にその費用の概算額を予納させなければな

らない。

第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他の強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第二十九条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

(民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(准用)

第二十条 第十九条の規定は、前二項の費用につ

いて準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用する特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による航行の場合は、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認められる等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃)、航空賃は航空機を利用する場合における航空旅行について支給する。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の費用につ

いて準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金(普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る)によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それと算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十三条 日当は、出頭又は取調べ及びそれ

のための旅行(以下「出頭等」という。)に必

要な日数に応じて支給する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四)

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一)

抄

(施行期日)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一)

抄

(施行期日)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一七日法律第一)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一七日法律第一)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一七日法律第一)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一七日法律第一)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一七日法律第一)

抄

(施行期日)

第一条 この法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前までの間ににおける民事訴訟費用等に関する法律に関する経過措置

置)

（民事訴訟費用等に関する法律に関する経過措置）

ご円額そ分え円五価目訴（六）万にで万額その円五を十価目訴（五）円ご円額そ部ま十を千価目訴（四）千円にてごとま千のるを十額的訟（六）円ご円五の部分ま十超億額的訟（五）三とま百の分で億超万額的訟（四）千円にてごにで万価部超億がのの一とま百価で億え円がの一千にで万価の円え円がの二と

二 控訴の提起 (四の項に掲げるも のを除く。)	三 上告の提起又は上告受理の申立て(四の項に掲げるものを除く。)	四 請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て	五 請求の変更
にの変額て算に二てにのるに控にた判つ ^一 にの変 係請更か得出よのはあ変請お訴係判断い求のつ請更 る求前らたしり項、つ更求け審る決してに項き求後	額のの得出しよりの分額て算一二たしに三の項 又はの項に三の項	倍の額て得二たしに	倍の額て算一二たしに三の項

六	
反訴の提起	

是反お訴係判断い求項てにののる訴かこてにるじ的そ本だ額て算に二てにのるに控にた判つ^{一請}
起訴け審る決してにへ一つ価目訴にらのはつ反くをの訴し。得出よのはあ提反お訴係判断い求
このるに控にた判つ請のい額的訟係本額、い訴す同目と、たたしり)、つ起訴け審る決してに項

民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二項の規定による参加の申出	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二項の規定による参加の申出	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二項の規定による参加の申出	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二項の規定による参加の申出	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二項の規定による参加の申出	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二項の規定による参加の申出	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二項の規定による参加の申出	民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二項の規定による参加の申出
算にのてにるに上にたな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控に判斷して(請求に)つり一の項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請お一の項は二つ加け審は訴は控に上審る決つしてにてに第断い求い審	算にのてにるに上にたな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控に判斷して(請求に)つり一の項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請お一の項は二つ加け審は訴は控に上審る決つしてにてに第断い求い審	算にのてにるに上にたな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控に判斷して(請求に)つり一の項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請お一の項は二つ加け審は訴は控に上審る決つしてにてに第断い求い審	算にのてにるに上にたな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控に判斷して(請求に)つり一の項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請お一の項は二つ加け審は訴は控に上審る決つしてにてに第断い求い審	算にのてにるに上にたな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控に判斷して(請求に)つり一の項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請お一の項は二つ加け審は訴は控に上審る決つしてにてに第断い求い審	算にのてにるに上にたな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控に判斷して(請求に)つり一の項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請お一の項は二つ加け審は訴は控に上審る決つしてにてに第断い求い審	算にのてにるに上にたな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控に判斷して(請求に)つり一の項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請お一の項は二つ加け審は訴は控に上審る決つしてにてに第断い求い審	算にのてにるに上にたな判つ請お二してにてに第三項はあ参お告又控に判斷して(請求に)つり一の項はあ参お告係判か断い求い審、判つ請お一の項は二つ加け審は訴は控に上審る決つしてにてに第断い求い審
八 再審の訴えの提起 (1)簡易裁判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの	八 再審の訴えの提起 (1)簡易裁判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの	八 再審の訴えの提起 (1)簡易裁判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの	八 再審の訴えの提起 (1)簡易裁判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの	八 再審の訴えの提起 (1)簡易裁判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの	八 再審の訴えの提起 (1)簡易裁判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの	八 再審の訴えの提起 (1)簡易裁判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの	八 再審の訴えの提起 (1)簡易裁判所に提起するもの (2)簡易裁判所に提起するもの
一一 イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立て、その他裁判所による強制執行若しくは競売若しくは収益執行の申立て(一一の二の項に掲げる申立て及び民事執行法第百五十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による差押命令の申立てを除く。)又は金銭債権の差押処分の申立て	〇一 支払督促の申立て	九 和解の申立て	八 仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条规定による申立て、調停による国際連合条約の実施に関する法律(令和五年法律第十六号)第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二十七条规定による申立て	八 仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条规定による申立て、調停による国際連合条約の実施に関する法律(令和五年法律第十六号)第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二十七条规定による申立て	八 仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条规定による申立て、調停による国際連合条約の実施に関する法律(令和五年法律第十六号)第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二十七条规定による申立て	八 仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条规定による申立て、調停による国際連合条約の実施に関する法律(令和五年法律第十六号)第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二十七条规定による申立て	八 仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条规定による申立て、調停による国際連合条約の実施に関する法律(令和五年法律第十六号)第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二十七条规定による申立て
四千円 の分額で算に一応価額に目的の請求の得出しよりの項一二たしり	二千円 の分額で算に一応価額に目的の請求の得出しよりの項一二たしり	二千円 の分額で算に一応価額に目的の請求の得出しよりの項一二たしり	二千円 の分額で算に一応価額に目的の請求の得出しよりの項一二たしり	二千円 の分額で算に一応価額に目的の請求の得出しよりの項一二たしり	二千円 の分額で算に一応価額に目的の請求の得出しよりの項一二たしり	二千円 の分額で算に一応価額に目的の請求の得出しよりの項一二たしり	二千円 の分額で算に一応価額に目的の請求の得出しよりの項一二たしり
三一 借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出(申立人として参加する場合に限る。)	二の二 再生手続開始の申立て	二一 申立て	二一 破産手続開始の申立て(債権者がするものに限る。)更生手続の申立て、外國倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て	二の一 ハ 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て	二の一 ロ 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による保全命令の申立て	二の一 ハ 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て	二の一 イ 民事執行法第六百六十七条の十五第一項、第七十二条第一項、第一百七十三条第一項若しくは第七十一条第一項、第一百四十四条第二項の強制執行の申立て又は同法第九十七条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て
の借と求裁に第十家借地きめ判よ規二七法地借的権はるをる定項條第	一万円	一万円	二万円	二万円	二万円	二万円	二千円

五そ分で億え円がな基(一円千とま百その円え円がな基(一円 ご円五そ分で万超万がな基(一円 ご円二そ分で
百の の円五を十る礎) 二にで万の部ま十を千る礎) 八とま十の の円え円五る礎) 四とま十の の
万額 部ま十超億額と 百 ご円額 で億超万額と 百にで万額 部ま千を百額と 百にで万額 部

四一	二の三一	
民事 調停法 による 申立て 手続 の申立て 又は 労働審判法 による 調停の申立て	申立て の変更 借地 借家法第 四十一 条の事件の	
調(一)得 出よこめ 次応 価事求審 は調 停(二)た しりるる にじ額 項め判 労停 又額 て算にと 定、にの るを働 又	た控の手に申更か得出よのきての 額除額数係立前らたしり項一に申更 しを料るての変額て算に三つ立後	四とま 千そ部超 億がな基(一 円 ご 千にで万の 分え円五 る礎) 四と ま 円 ご 円額 るを十額と 千にで

万額その円え円五価事求審は調(一)百にで万額その円五を百価事求審は調(二)円 ご円額そ部ま百価事求審は
円五の部ま千を百額項め判労停(三)円 ご円二の部ま百超万額項め判労停(二)五とま十の分で万額項め判労
停(一)五とま十価で万超万がのるを働又 五とま十価で万え円がのるを働又 百にで万価 の円がのるを働

五価事求審は調(一)千にで万額その円五を十価事求審は調(二)百 ご円額そ部ま十を千価事求審は調(一)円にで
十額項め判労停(六)円 ご円五の部ま十超億額項め判労停(五)円 千とま百の分で億超万額項め判労停(四)
ご
億がのるを働又 四とま百価 で億え円がのるを働又 二にで万価 の円え円がのるを働又 千と

六一	二の五一	五一	二の四一	
イ 仲裁判法第十二条第二項、第 十一条第三項、第十七条第二項、第 五十九条第四項、第五十条第五 項又は第三十五条第一項の規定 から第五項まで、第十九条第二項、第 二十一条、第二十三条第五項	民事事件手続法別表第一に掲げ る事項についての審判の申立て 又は同法の規定による参加の申 出(申立人として参加する場合 に限る。)	民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審 判の申立ての変更	民事調停法による調停の申立て 又は労働審判法による労働審 判の申立ての変更	
千円	円千二百	八百円	円四千で四千にままである部 額千円とその分を超	
七一	二の六一			
(イ) 民事訴訟法の規定による 特別代理人の選任の申立て、弁 護士でない者を訴訟代理人に選 任することの許可を求める申立 て、忌避の申立て、訴訟引受け の申立て、秘密記載部分の閲覧 等の請求をできる者が当事者に 決定を求める申立て、その決定の 取消しを命ずる裁判を求める申立 て、受命裁判官若しくは受託裁 判官の裁判に対する異議の申立 て、財産の管理に関する処分の 決定を求める申立て、不在者の財 産の取扱いの申立て、不動産の引 渡しの申立て、同法第百十五 条第一項の規定による強制競 売の手続	民事事件手続法別表第二に掲げ る事項についての審判、同法第 二百四十四条に規定する事件に ついての調停若しくは国際的な 子の奪取の民事上の側面に関する 条約の実施に関する法律第三 十二条第一項に規定する子の返 還申立て事件の申立て又はこれら の法律の規定による参加の申出 (申立人として参加する場合 に限る。)	民事事件手続法別表第一に掲げ る事項についての審判の申立て 又は同法の規定による参加の申 出(申立人として参加する場合 に限る。)	民事事件手続法の規定によ る参加(一三の項に掲げる参加 を除く。)の申出(申立人として 参加する場合に限る。)	民事事件手続法の規定によ る参加(一三の項に掲げる参加 を除く。)の申出(申立人として 参加する場合に限る。)
五百円	五百円	五百円	五百円	

による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成十二年法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。)の申出(申立人として参加する場合に限る。))

非訟事件手続法の規定による参加(一三の項に掲げる参加を除く。)の申出(申立人として参加する場合に限る。)

非訟事件手続法の規定による参加(一三の項に掲げる参加を除く。)の申出(申立人として参加する場合に限る。)

(ロ) 非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要款の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行部分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十一条の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十二条第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡し命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の手續

の取消しの申立て、秘匿決定等の取扱いの申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て又は義務の履行を命ずる審判を求める申立て、執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行人の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行部分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、同法第四十二条第四項若しくは第四十九条第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要款の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行部分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第五十五条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡し命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の手續

八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官に対する配当請求、同法第一百六十七条の十五第五項の規定による申立て、同法第一百八十七条第三項の規定による申立て、同法第一百七十二条第二項の規定による申立て、同法第一百七十五条第三項若しくは第六項の規定による申立て、同法第一百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第一百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

二 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五百五十五号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項

に掲げる参加を除く。) の申出

四 執行文の付与	
一通につき三百円	同じ。)の記載と相違ない旨の證明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円)